

# 加工原材料用の買受者の皆様へ

## 【報告上の留意点】

- 政府所有米穀（MA米又は備蓄用精米）を加工原材料用として買い受けた場合は、政府所有米穀の加工原材料用に係る受払及び加工等報告書（以下「報告書」という。）を工場所在地を管轄する地方農政局長等（各地方農政局長、北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ）へ報告してください。

なお、買受者において、複数の地方農政局等へ工場がある場合は、それぞれの地方農政局長等へ提出願います。

また、買受者が個別購入及び組合等（共同購入）の両方から買い受けた場合は、正本を地方農政局等へ提出するとともに、組合等へ報告書写し（コピー）を提出してください。

- 組合等が買い受けた場合は、組合等が共同購入者別の報告書（正本）を取りまとめ、共同購入者の工場所在地を管轄する地方農政局等へ提出してください。

なお、共同購入者が組合等へ報告する場合、全国組合と県組合の両方から買い受けた者は、報告書（正本）を県組合へ提出するとともに、報告書写し（コピー）全国組合へ提出してください。

- 報告期限については、第1四半期（4～6月）分は7月末、第2四半期（7～9月）分は10月末、第3四半期（10～12月）分は翌年1月、第4四半期（1～3月）分は4月末までに、別添記入例を参考に報告書を作成して提出してください。

- 新規申請者は、平成30年7月以降の見積合せから適用となり、30年10月末までに第2四半期（7～9月）分の報告が必要となります。

なお、既資格者で30年4月に継続して更新された買受者は、農林水産省ホームページに掲載している新様式（今回から買い受けた政府所有米穀を再調製した場合に発生する副産物の処理状況を追記）により、引き続きの報告をお願いします。

## 【報告書第2の「政府米を使用した製品製造状況」に係る作成上の留意点】

- 政府米（MA米）と政府米以外の米穀を使用して製品製造した場合は、政府米以外も含めて製品製造した数量を記入してください。
- 焼酎や味噌など一次加工後、一定期間熟成して製品を出荷する場合、当期に米を仕込んだ米穀加工品の数量を当期製品製造量として記入してください。